○農林水産省告示第千八百三十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十二月二日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　さんま

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

95,623トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	3,900
岩手県	400
宮城県	現行水準
千葉県	現行水準
石川県	現行水準
静岡県	現行水準
三重県	現行水準
京都府	現行水準
和歌山県	現行水準
山口県	現行水準
高知県	現行水準
佐賀県	現行水準
長崎県	現行水準

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大　臣　管　理　区　分	大臣管理漁獲可能量
さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	77,940
さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	8,160
さんまその他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第二　まあじ

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

183,200トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	現行水準
青森県	現行水準
岩手県	現行水準
宮城県	現行水準
秋田県	現行水準
山形県	現行水準
福島県	現行水準
茨城県	現行水準
千葉県	現行水準
東京都	現行水準
神奈川県	現行水準
新潟県	現行水準
富山県	現行水準
石川県	現行水準
福井県	現行水準
静岡県	現行水準
愛知県	現行水準
三重県	現行水準
京都府	現行水準
大阪府	現行水準
兵庫県	現行水準
和歌山県	現行水準